

平成30年秋

アクティブシニア

のための

スポーツサイクル体験会



万全のサポート体制
で行いますので、
安心してご参加ください。



- 対象** 愛媛県内在住の、概ね60歳以上の男女
- 申込期間**
- ①ビギナー・ライド
平成30年8月3日(金)～8月31日(金) 当日消印有効
 - ②チャレンジ・ライド
平成30年8月3日(金)～9月30日(日) 当日消印有効
※申込者が定員を上回った場合、主催者が参加者情報をもとに総合的に判断し、決定します。
- 体験会内容**
- スポーツサイクル安全技能講習
 - スポーツサイクル試乗
 - サイクリング体験(ロード)
- 参加料・定員**
- ①ビギナー・ライド 3,500円(定員:30名)
 - ②チャレンジ・ライド 4,000円(定員:30名)
※スポーツサイクルヘルメット使用料、昼食代、傷害保険料等を含む。
※お支払いは(株)フジ・トラベル・サービスへお願いします。
- 申込方法**
- [参加申込用紙]に必要事項を記載のうえ、FAX、メール又は郵送にてお申込みください。
[参加申込用紙]は下記ホームページからダウンロードできます。
フジトラベルサービス(<http://fj-t.co.jp>)
※申込方法等の詳細は、下記「申込・問合せ先」にお問い合わせください。
スポーツエンターテイメントでの申込も可能です。
(<https://www.sportscenter.ne.jp/>)

- 申込・問合せ先**
- 株式会社フジ・トラベル・サービス
EC団体旅行営業部 インバウンド課
愛媛県松山市宮西一丁目5番10号
電話 089-909-6149
FAX 089-926-2568 メール visitjapan@fj-t.jp
9:00～17:40(土日祝日は休み)
(ご注意)当企画の申込・問合せは上記窓口のみで対応いたします。
フジプラン内各店舗ではお申込みできません。
- (体験会全般に関する問合せ先)**
愛媛県スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課
電話 089-947-5564(平日08:15-17:15)
- 主催** 愛媛県
- 旅行企画・実施** 観光庁長官登録旅行業895号
株式会社フジ・トラベル・サービス
愛媛県松山市宮西一丁目5-10 フジプラン松山別棟2階
総合旅行業務取扱管理者 岩田健志

初心者でも安心!

ビギナー・ライド
開催日:平成30年9.21(金)
◎しまなみ海道でのサイクリングに加え、食とプチ体験を楽しむゆったりコース
(走行距離 約27km)
◎定員:30名
ビギナー・ライド参加者特典
人数限定で10月開催の「サイクリングしまなみ2018」への挑戦権あり!
※詳細については体験会当日、別途、御案内します。

ステップアップを目指す方へ!

チャレンジ・ライド
開催日:平成30年11.6(火)
◎チャーター船を活用し、としまみ海道などを巡るチャレンジコース(走行距離 約38km)
◎定員:30名

行程表

~~~~:チャーター船 ===:サイクリング

**ビギナー・ライド(9月21日実施)**  
なみかた海の交流センターにて交通ルール・マナー講習およびスポーツサイクル安全技能講習・試乗08:00===サンライズ糸山(休憩)===来島海峡大橋===道の駅よしうみいきき館(昼食)===吉海学習交流館(ジャム作り体験)===なみかた海の交流センター16:00(予定) サイクリング走行距離約27km

**チャレンジ・ライド(11月6日実施)**  
今治港09:00~~~~チャーター船にて岡村島へ(船上にて交通ルール・マナー講習)~~~~岡村港==岡村港・離島開発センターにて技能講習・試乗==岡村島一周==岡村港(昼食)===大崎下島 御手洗(休憩 町並散策)===大崎下島南側走行==大浜海水浴場(休憩)===豊島 市民サービスセンター(休憩)===上蒲刈島 県民の浜~~~~今治港(17:00予定) サイクリング走行距離約38km

■食事条件/昼食1回 ■添乗員/同行いたします ※体験内容は変更になる場合がございます

**ご旅行条件<要約>** お申し込みになる前にお読み下さい。  
お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申込み下さい。

**1.募集型企画旅行契約**

- (1)この旅行は(株)フジトラベルサービス(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、ご旅行お申込み時にお渡しする旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。

**2.旅行のお申し込みと契約の成立**

- (1)申込書に所定事項をご記入の上、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金の金額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金・取消料、又は違約金のそれぞれ一部として取り扱いたします。
- (2)電話・郵便・ファクシミリ、その他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約の申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱いたします。
- (3)旅行代金に対するお申込金(お1人様)

|          |        |         |         |         |
|----------|--------|---------|---------|---------|
| 1万円未満    | 3万円未満  | 6万円未満   | 15万円未満  | 15万円以上  |
| 全額申し付けます | 5,000円 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 |

※残金は出発前日より前日から起算して15日前までに同一販売店へお支払い下さい。

(4)募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し、前(3)項の申込金を受領した時に成立するものとして扱います。

(5)当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けることを条件に申込みを受けた場合の旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発生した時に成立します。ただしe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

**3.旅行の中止**

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前にあたる日(日帰り旅行は3日前)より前に連絡させていただきます。お預かりしている旅行代金の全額をお返します。

**4.お客様からの旅行契約の解除(取消料)**

- (1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただく、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に取消している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

| 取消日(出発日含まず)に対する取消料率 | 21日前以前 | 20日前～8日前 | 7日前～2日前 | 前日  | 当日  | 無連絡不参加及び旅行開始後 |
|---------------------|--------|----------|---------|-----|-----|---------------|
|                     | 無料     | 20%      | 30%     | 40% | 50% | 100%          |

※日帰り旅行は10日前から取消料の適用となります。

- (2)取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- (3)お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。

**5.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの**

- (1)パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費・宿泊費・食事代・入場料・消費税等諸税・空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれます。
- (2)旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

**6.個人情報の取り扱いについて**

- (1)当社及び受託旅行業者は旅行申込みの際に提出された、申込書に記載された個人情報について、お客様とのご連絡に利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等のサービス提供、及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2)当社及び受託旅行業者では、①会社および会社と提携する企業の商品サービス・キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い ④特典・サービスの提供 ⑤統計資料の作成 に、お客様の個人情報を利用させていただきます。ご確認下さい。
- (3)この他、当社の個人情報の取り扱いに関する方針についてはホームページ(<http://fj-t.co.jp>)でご確認下さい。

**7.ご旅行条件・ご旅行代金の基準**

この旅行条件は2018年7月1日を基準としています。又、旅行代金は2018年7月1日現在の有効な運賃・規程を基準としています。